

新春のご挨拶

愛知労働局長 伊藤 正史

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを踏まえた再三の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年12月に0.99倍と1倍を下回りましたが、その後、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年10月の有効求人倍率は1.22倍に上昇するなど、雇用失業情勢は緩やかながら改善基調を示しています。

一方で、コロナ禍の影響をより強く受ける業種・業態では引き続き厳しい状況が続いており、また、半導体等の部品供給制約、原材料高騰などが今後の県内の産業活動に及ぼす影響には不透明な要素が多く、引き続き注視していく必要があります。

当局としましては、労働条件確保・改善対策として、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務等を通じ、過重労働解消に対する意識が、県内事業者の皆様に徐々に浸透してきていると感じております。今後の経済回復の過程で、人材確保・定着の観点からも、働きやすい職場づくりに引き続き取り組んでいただく上で参考となる好事例など情報発信に努めてまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、「危なさ向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントの推進に取り組むとともに、治療と仕事の両立支援など安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

働き方改革の推進については、生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組への支援を行うなど、中小企業等の皆様に寄り添った対応を進めてまいります。

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法については、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図ることで、「産後パパ育休」制度の普及と、中小企業での女性活躍推進の取組みを支援してまいります。

また、中小企業におけるパワーハラスメント防止措置も、令和4年4月から義務化されることを踏まえ、職場におけるハラスメントの撲滅に向け、各種防止対策を総合的に推進してまいります。

障害者雇用対策につきましては、令和3年3月より民間企業における法定雇

用率が2.3%に引き上げられたことで、各ハローワークが企業に寄り添った雇用支援に取り組むことが重要であり、障害をお持ちの方々の雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の理解と取り組みが一層進むよう、改正法の周知と事例提供に努めてまいります。

これら取り組み全体に共通し、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する支援メニュー等を最大限活用し、総合的、丁寧な行政運営に努めてまいります。

昨年11月に策定された、新たな経済対策等に基づく、「人への投資」を担う労働行政としての役割発揮も重要な課題となります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭の御挨拶といたします。